

平成21年（行コ）第261号  
公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 齋田友雄外17名

被控訴人 群馬県知事外1名

## 証拠申出書（危険性）

2013（平成25）年5月21日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 野 上 恭 道 代

同 嶋 田 久 夫 代

同 福 田 寿 男

ほか50名



りである。

- 2(1) ハッ場ダム貯水池周辺における地すべりの危険性については、控訴人らも本件訴訟で主張してきところであるが、マスコミでも度々取り上げられ、地元住民からも不安の声が出されるに及び、国土交通省も重い腰を上げて再検討を行い、新たな対策を公表するに至った。
- (2) 国土交通省が発表した新たな地すべり対策は、対象地が従来の3地区から11地区に増加したこと、対策工として「押え盛土工」「頭部排土工」及びその併用を採用したこと、概算工事費も従来の5.8億円から約110億円となり、代替地の地すべり対策費も加えると約150億円に増加していることなどが明かとなっている。
- (3) このような新たな対策について、概算工事費の大幅な増加を取ってみても従来の対策が極めて不十分なものであったことを示しており、控訴人らの主張の正しさを裏付けるものであるが、なお新たな対策そのものについてもその内容について疑問が存在している。

そこで、国土交通省の発表した「検討報告書」の基礎資料となっている「H22年業務報告書」を検討したところ、数々の疑問点が存在していることが判明したので、証言によってこの点を明らかにする。

#### 第4 尋問事項

- 1 証人の身上・経歴
- 2 地すべり検討対策地の検討に際し、湛水の影響を受けない地域を除外したことは正当か
- 3 新たな対策で対象地が、従来と比べて11地区に増えている理由は何か
- 4 土石流堆積物は一度水締めを経ているから湛水の影響を受けないとして、対象地から除外することは正当か
- 5 安定解析の手法について、どのような問題があるか
- 6 ハッ場ダム周辺地の地形・地質の特性は、考慮されているか
- 7 対策工として、押え盛土工、頭部排土工及びその併用が採用されているが、
  - (1) 周辺地における必要抑止力との関係からみて、これらの工法に問題はない

のか

(2) ダム湖の水面が上下することによる影響は問題ないのか

8 概算工事費が従来に比べて大幅に増えている理由は何か

9 「意見書」(甲D第36号証)「8補記」の1)における指摘に関して、この上湯原では、結局、報告は、対策が必要な崖錐堆積物地区においても、何ら対策を執らないという結果を生じているのであるから、湛水時に地すべりを引き起こす危険性が高いということになるのではないか

10 前同「8補記」の2)における指摘に関して、指摘の7ケースにおいては、「道路土工指針」のレベルで見ても、地すべりの抑制・抑止が困難であるということに帰着するのではないか。言い換えれば、この7ケースは湛水時に地すべりが起こる可能性が高いことを意味していることにならないか

11 前同「8補記」の3)における指摘に関して、応桑岩屑流堆積物が深層で水浸した場合、荒砥沢地すべりや和歌山県での深層すべり事例が再現する可能性を否定できないのではないか。ここでも深層地すべりの危険性を否定できないのではないか

12 前同「8補記」の4)における指摘に関して、これだけ重大な対策工が、これまで看過されてきたということ自体、いかに地すべり対策が軽視されてきたかを示すものではないのか

13 前同「8補記」の5)における指摘に関して、八ッ場ダム湖では、このような危険な応桑岩屑流堆積物の壁が連続していると言って過言ではないが、現行の計画のままで地すべり対策を行って貯水がはじまれば、これらの危惧が現実化する可能性は否定できないのではないのか

14 その他本件に関連する事実

以 上